

こ支虐第 102 号
令和 7 年 3 月 27 日

各

都道府県知事
指定都市市長
児童相談所設置市市長

 殿

こども家庭庁支援局長

「こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン」
について（通知）

家庭等に居場所がないこども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（こども若者シェルター）を確保するため、令和 6 年度に、「こども若者シェルター・相談支援事業」を創設したところである。

今般、各都道府県等において、本事業によるこども若者シェルターの整備を進めるにあたり、適切な運用が図られるよう、「こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン」を別添のとおり策定した。本ガイドラインは、既存の関係法令や通知を前提としたうえで、留意が必要な関係法令の規定や、こども・若者を支援するにあたって実施が必要である事項、実施が望ましい事項等について整理を行ったものである。

各都道府県等におかれては、本ガイドラインの内容を踏まえ、「こども若者シェルター・相談支援事業」に取り組んでいただきたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン

目次

はじめに	2
1 「こども若者シェルター・相談支援事業」の対象者や入所にあたっての留意事項.....	3
2 本事業のシェルターにおける生活上のルールの設定にあたっての留意事項.....	7
3 本事業の支援内容及び支援にあたっての留意事項.....	9
4 本事業のシェルターと関係機関との連携	14
5 その他	16
おわりに	19

はじめに

(1) 本ガイドラインの目的について

虐待等の様々な事情により家庭等に居場所がない、10代からおおむね20代までのこども・若者が都市部の繁華街等を集まり、犯罪等に巻き込まれたり危険な環境で過ごしていたりするような事態が起きている。こうしたこども・若者の中には、一時保護施設等における集団生活や生活上のルールに馴染めない者や、年齢等の事情により一時保護等の対象とならない者が一定数存在しており、このようなこども・若者に、安全な環境を確保することが喫緊の課題となっている。

近年、このようなこども・若者の安全な環境の迅速な確保を図るために、一時的に宿泊可能な施設を提供して日常生活上の援助を行うとともに、退所後の生活に向けた支援を行う、いわゆる民間シェルターの取組が進められている。

こうした取組の重要性に鑑み、令和5年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」の「加速化プラン」等を踏まえ、令和6年度から、新たに予算事業として民間シェルターの取組に対して補助を行う「こども若者シェルター・相談支援事業」（以下「本事業」という。）を創設したところである。

今後、各都道府県等（都道府県、指定都市及び児童相談所設置市）が本事業によるこども若者シェルターの整備を進めるにあたって、適切な運用が図られるよう、親権等との関係を踏まえた適切な対応のあり方、こども・若者のニーズに応じた必要な支援内容、シェルターに入所中のこども・若者の権利擁護等について整理する必要があることから、「こども若者シェルターに関する検討会」を開催して議論を行い、「こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）を策定した。

本ガイドラインは、本事業の運営にあたって、留意が必要な関係法令の規定や、こども・若者を支援するにあたって実施が必要である事項、実施が望ましい事項等について整理を行ったものである。本事業を実施する都道府県等及び本事業の事業者においては、本事業の実施要綱及び本ガイドラインを踏まえて、運営していただきたい。¹

(2) 本事業の実施にあたっての基本的な考え方

¹ 本ガイドラインでは、事業の実施において必須である事項について「することが必要である」とし、事業の実施において必須ではないが望ましい事項について「することが望ましい」と表現とした。

本事業は、虐待等の様々な事情により家庭等に居場所がない、10代からおおむね20代までの本事業のシェルターの利用を希望する子ども・若者が、そのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所を提供するものであり、秘匿性を確保したうえで、一定期間本事業のシェルターに宿泊して支援を行う形態もあれば、宿泊できる機能自体は有しつつ、夜間帯に気軽に利用可能な居場所を提供して支援を行う形態も想定される。

本事業のシェルターを利用する子ども・若者は、家庭環境等様々な困難を抱え、多様な支援ニーズを有していることが想定される。本事業を実施するにあたっては、本事業を利用したいということも・若者の意見・意向を尊重することが重要であり、子ども・若者の権利擁護を図りながら、子ども・若者の安全な環境を確保することが必要である。また、本事業のシェルターは子ども・若者の一時的な生活の場であり、子ども・若者が、退所後の生活を見据えて、主体的に考え、選択できるようにすることも重要である。

そのため、本事業のシェルターでの生活上のルールの設定や支援を行うにあたっては、常に子ども・若者の権利擁護に留意し、可能な限り子ども・若者の意見・意向を尊重することが必要である。また、当然のことながら、身体的・精神的苦痛を与える行為は決して許されるものではなく、子ども・若者と本事業のシェルターの職員の双方の存在が尊重されながら事業を実施することが必要である。

1 「子ども若者シェルター・相談支援事業」の対象者や入所にあたっての留意事項

(1) 対象者

本事業のシェルターの対象者は、「虐待等の様々な事情により家庭等に居場所がない、10代からおおむね20代までのシェルターの利用を希望する子ども・若者であって、事業実施主体である都道府県等が事業の対象とすることが適当と認められた者」である。なお、児童相談所等の関係機関から本事業のシェルターにつながる場合に限らず、子ども・若者本人から直接利用申込みが行われる場合も想定される。

(2) 入所前の説明

本事業のシェルターへの入所は、原則として事前に、子ども・若者本人に対し、シェルターにおける支援内容、生活上のルールの内容とその理由、利用料等について記載した説明資料を用いて、その年齢、発達の状況等に応じて丁寧に説明したうえで、子ども・若者の利用意思を十分確認し、子ども・若者本人から、本事業のシェルターの利用の申込書の提出を受けて開始することが必要である。

夜間帯に子ども・若者から利用希望があり、緊急対応として子ども・若者を受け入れなければ当該子ども・若者の生命・身体等に危険が生じるおそれがあり、本人の状況等から十分な説明や申込書の記載を行える状況にない場合には、本人の希望に応じて緊急対応として宿泊をさせたうえで、翌朝以降に上記説明と申込みの手続を行うこととして差し支えないこととする。

一時保護委託による利用の場合は申込書の提出は不要である。

(3) 親権との関係

本事業のシェルターへの入所は、一時保護委託による場合を除き、子ども・若者本人と本事業の事業者間の利用契約に基づき行われるものとする。

18歳未満の未成年の子どもの場合、利用契約の締結に当たって、民法上の意思能力・行為能力との関係で法定代理人たる親権者又は未成年後見人（以下「親権者等」という。）からの同意取得の可否等が問

題となる。意思能力（民法第3条の2に規定されている、行為の結果を判断することができる精神能力をいう。）がない者が行った法律行為は無効であり、少なくとも本事業のシェルター利用契約を有効に締結するためには意思能力を有していることが必要である。意思能力の有無を検討するうえでは、当該利用契約の内容や効果を踏まえる必要があり、この点、

- ・ 児童自立生活援助事業は、義務教育修了後の児童の申込みにより利用の開始が可能であること
- ・ 本事業のシェルターの利用契約の効果は、こどもが安心・安全な場所を利用できるようになり、本人に利益を与えるもので負担を課すようなものではないこと

に鑑みれば、義務教育修了後のこどもについては、原則として利用契約の当事者となることが可能である²と考えられる。ただし、こどもの発達状況や障害の程度等によっては、義務教育修了後であっても利用契約の当事者となることができない場合もありえることから、個々のこどもの発達状況等にも留意することが必要である。

①入所の申込みにおける親権との関係

利用契約の当事者となることができる年齢以上のこどもの場合であっても未成年であるため、利用契約の締結にあたっては、民法第5条及び第120条を踏まえることが必要であり、「未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。」とされている。

○民法(明治29年法律第89号)(抄)

(未成年者の法律行為)

第5条 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。

2 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

3 第一項の規定にかかわらず、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる。目的を定めずに処分を許した財産を処分するときも、同様とする。

(取消権者)

第120条 行為能力の制限によって取り消すことができる行為は、制限行為能力者(他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為にあつては、当該他の制限行為能力者を含む。)又はその代理人、承継人若しくは同意をすることができる者に限り、取り消すことができる。

2 錯誤、詐欺又は強迫によって取り消すことができる行為は、瑕疵ある意思表示をした者又はその代理人若しくは承継人に限り、取り消すことができる。

本事業のシェルターを利用するこどもは、虐待を受けているなど家庭に居場所がなく本事業のシェルターの利用を希望していることが多いと考えられる。親権者等の同意なく締結された利用契約であっても、親権者等が取り消さない限りは有効であるから、利用契約の締結にあたって、事前に親権者等

² 本ガイドラインにおいては、民法第3条の2に規定されている意思能力がある場合を「利用契約の当事者となることができる年齢以上」とし、当該意思能力がない場合を「利用契約の当事者となることができる年齢未満」としている。

から同意を得ることが困難であると見込まれる場合は、親権者等の同意までは要しないものとして差し支えないと考えられる。

また、利用契約の当事者となることができる年齢未満のこどもの場合であっても、こどもの生命・身体等に危険が生じるおそれがあり、緊急対応として受け入れざるを得ない場合は、受け入れを行ったうえで、こどもが親権者等への連絡を拒否している場合は、児童相談所等への通告又は連絡による一時保護委託を含めて、行政機関と連携のうえ、利用を開始することが必要である。なお、この場合の親権者等への連絡は、児童相談所と協議の上、対応することが考えられる。

他方で、親権者は、身上監護権（民法第 820 条）の内容の一つとして、こどもの居所を指定する権利（民法第 822 条）等を有しており、親権者の同意なく、未成年のこどもを本事業のシェルターに入所させることは、その利用形態等によっては、法的トラブルになる可能性もあることに留意することが必要である。

そうした法的なトラブルを防止する観点等からは、本事業の事業者は、親権者等に対し、こどもの希望により本事業のシェルターを利用していること、利用期間の見通し、問い合わせ先（本事業の事務局や代理人弁護士等の連絡先）等について、当該こどもの家庭の状況等に留意しつつ、親権者への連絡に関するこどもの意見・意向を尊重しながら、可能な限り速やかに連絡することが必要であると考えられる。

なお、個別の司法判断においては、親権者等との関係については、親権も無制限のものではなく、親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育を行う義務を負い（民法第 820 条）、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達に程度に配慮しなければならない、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない（民法第 821 条）とされていることも考慮されるものと考えられる。

②こどもが親権者等への連絡を拒否している場合の対応

本事業の事業者と親権者等の間での法的なトラブルを防止する観点等からは、親権者等への連絡を可能な限り速やかに行うことが必要であると考えられることから、こどもに対しては、未成年の場合の親権者等への連絡の必要性、親権者等との連絡は本事業の事業者やこどもの代理人等が行うこと、親権者等によって無理やり連れて帰宅させられることがないよう対応すること等を丁寧に説明し、可能な限り速やかに親権者等への連絡を入れることについて理解を得られるよう努めることが必要である。

③親権者等が本事業のシェルターの利用を拒んだ場合等の対応

連絡を受けた親権者等がこどもの本事業のシェルターの利用を拒み、こどもの引渡しを求めている場合、法的根拠を明示した対応が必要となり、本事業の事業者のみの対応では、こどもの本事業のシェルターの利用を継続することは困難となることが考えられる。

このため、当該こどもの家庭の状況等（虐待の疑いがある等）から、本事業のシェルターの継続利用が必要と考えられる場合には、児童相談所に相談することが必要である。そのうえで、一時保護の対象となるこどもについては、一時保護委託を活用することが考えられる。

また、親権者等からの面会・通信の要請については、こどもの希望に応じて対応し、こどもが面会・通信を拒否している場合には、その旨を親権者等に伝達・説明して理解を求めることが必要である。親

権者等が本事業の事業者の説明に納得せず、こどもとの面会・通信を認めなければ本事業のシェルターの利用を認めないといった主張をするような場合には、児童相談所に相談し、一時保護の枠組みの中で可能な面会・通信制限を行うことが考えられる。なお、一時保護における面会・通信制限は、児童虐待防止法等の範囲において行いうるものであり、こどもに対してその旨を説明することが必要である。

(4) 児童相談所との関係

こどもが児童虐待を受けたと思われる場合や要保護児童に当たるような場合は、児童虐待防止法第6条及び児童福祉法第25条による児童相談所等への通告義務があることから、本事業の事業者は、こどもの発言等から、児童虐待を受けたと思われる場合等には、児童相談所等に速やかに通告することが必要である。

このほか、こどもの発言等からは児童虐待の疑いがあるかまでは不明な場合であっても、利用契約の当事者となることができる年齢未満のこどもについては、児童相談所等への通告又は連絡による一時保護委託を含めて、行政機関と連携のうえ、利用を開始することが必要である。

また、利用契約の当事者となることができる年齢以上のこどもの場合であっても、こどもが親権者等への連絡を拒否している場合は、法的なトラブルを防止する観点等から、児童相談所等への連絡を行うことが望ましい。

こどもが児童相談所等への通告又は連絡を拒否している場合は、通告義務との関係及び法的なトラブルを防止する観点等から、可能な限り速やかな通告を行うことができるよう、当該こどもに児童相談所等の役割や今後想定される対応等について丁寧に説明してその理解を得るように努めることが必要である。

これらの対応や親権者等への連絡についてこどもの理解を得るように努めつつ、こどもの拒否によって児童相談所等への通告又は連絡や、親権者等への連絡が行えていない場合においても、利用契約の当事者となることができる年齢以上のこどもの場合には、親権者等との関係で法的なトラブル等が生じる可能性はあるものの、こどもとの利用契約に基づいて、本事業のシェルターの利用を開始すること自体は可能であると考えられる。

利用契約の当事者となることができる年齢未満のこどもの場合、児童相談所等への通告又は連絡による一時保護委託を含めて、行政機関と連携のうえ、利用を開始することが必要であり、その旨をこどもに説明し、理解を得よう努めることが必要である。ただし、こどもがそうした説明を受けても児童相談所等への通告又は連絡を拒んでおり、当該こどもを本事業で受け入れなければその生命・身体等に危険が生じるおそれがある場合には、こどもの理解を得て児童相談所等への通告又は連絡を行い、児童相談所長が一時保護委託の決定等を行うまでの間、緊急対応として本事業においてこどもの保護を開始・継続することは可能であると考えられる。その際、法的なトラブルを防止する観点からは、児童相談所等への連絡に努めた経過（こどもへの説明内容やこどもの発言内容等）等に関する記録を残しておくことが望ましい。

一時保護については、児童虐待を受けた場合若しくはそのおそれがある場合又は児童虐待を受けるおそれがある場合や児童が自らの保護を求め、又はこれに相当する意見若しくは意向を表明した場合等も対象となっており、こども自らが「(家庭に) 帰りたくない」等の意見・意向を表明している場合には、児童相談所長等が必要であると認めた場合は一時保護の対象になりうる。このため、こどもが家庭に帰

りたがらず本事業のシェルターの利用を希望している場合には、利用契約の当事者となることができる年齢にかかわらず、こどもの状況等を踏まえて、児童相談所長の判断で一時保護委託を行うことは可能と考えられる。³⁴

2 本事業のシェルターにおける生活上のルールの設定にあたっての留意事項

(1) 生活上のルールの設定における基本的考え方

本事業のシェルターを利用することも・若者は、本事業のシェルターの利用に至るまでの間に家庭環境等様々な困難な状況にいたことが想定される。そのため、支援にあたっては、まずは、全ての子ども・若者について、個人として尊重されること、基本的人権が保障されること、差別的取扱いを受けないことを伝えることが必要である。

そのうえで、本事業のシェルターでの生活上のルールを設定を行うにあたっては、常に子ども・若者の権利擁護に留意し、可能な限り子ども・若者の意見・意向を尊重することが必要である。また、本事業のシェルターに入所中の子ども・若者の生活上のルールに関しては、内容によっては子ども・若者の権利制限に当たりうるものであり、また、子ども・若者は利用契約を有効に締結しうることを踏まえ、入所時等に、生活上のルールの内容とその理由について説明資料に記載し、その年齢、発達の状況等に応じて丁寧に説明し、当該ルールの下で生活することとなることも含めて、本事業のシェルターの利用について、利用者本人が、生活上のルールについて聞いていない、知らないという事態が起こらないよう、利用者本人の同意を得ることが必要である。

子ども・若者の権利擁護や子ども・若者のニーズに対応する観点から、生活上のルールについては、当該ルールが子ども・若者の安全や福祉の確保の観点から正当な理由に基づくものであることに留意することが必要である。また、その内容については、子ども・若者の意見を十分踏まえて、定期的に点検・見直しを行うことが必要である。

生活上のルールについては、子ども・若者一人ひとりの心身の状態や背景等の個別事情に応じて柔軟な運用となるよう留意し、その個別事情にかかわらず一律なルールを課すことで子ども・若者にとって過度な負担とならないよう対応することが必要である。

(2) 入所時・入所中について

①あらかじめ設定しておくべきルールについて

生活上のルールについては、子ども・若者が安心・安全に生活できるよう、かつ、他の利用者とお互

³ 意見・意向の表明は、一時保護を求める場合に限らず、家庭等からの分離を求める趣旨の言動がある場合を含む。また、記録にあたっては、児童の発言や問いに対する反応を客観的・具体的な事実として記載することに留意することが必要である。

⁴ 令和7年6月1日より、一時保護の要件が法令上明確化され、児童相談所長は、児童虐待のおそれがあるとき等の内閣府令で定める場合であって必要があると認めるときは一時保護を行うことができることとなる。また、児童相談所長が一時保護を行うときは、当該一時保護を行うことについて親権者等の同意がある場合等を除き、その開始から7日以内又は事前に、裁判官に一時保護状を請求しなければならないことなどとした「一時保護時の司法審査」制度が導入されることとなる。

いに居心地よく生活できるよう、

- ・スマートフォン、携帯電話等の通信機器や通信環境の利用に関すること
- ・物品やお金の貸し借りに関すること
- ・著しい騒音や著しい不衛生の禁止等生活環境に関すること
- ・利用者間でトラブルが起きた場合に関すること
- ・本事業のシェルターの所在地に関すること・知人等の来訪に関すること
- ・お金を含む貴重品の管理に関すること
- ・外出や外泊に関すること
- ・緊急時の対応に関すること（行方不明、緊急搬送、その他トラブル発生時）
- ・安全確認を目的とした居室内の立ち入りに関すること
- ・本事業のシェルター内外を問わず、発生したトラブルに関すること（設備を破損した場合の対応等）
- ・個人情報の取扱いに関すること
- ・所持品の預かりに関すること

については、最低限、あらかじめルールを設定しておくことが必要である。なお、他の利用者や職員に対する暴力や暴言、誹謗中傷、設備の破壊等他人に迷惑をかける行為や法に触れる行為はしてはいけない旨もあらためて周知が必要である。

また、災害・緊急事態発生時の対応として、本事業の事業者は、防災や防犯に関する体制を構築するとともに、本事業のシェルター利用中のこども・若者に対して、入所にあたって、利用者から職員への緊急時の連絡方法や災害時の避難方法等を説明することが必要である。

②所持品の扱いについて

本事業のシェルターを利用したいこども・若者のニーズや、本事業のシェルターは原則個室かつ少数人数対応であることを踏まえれば、その持込制限をする所持品の範囲は、こども・若者の安全や福祉の確保の観点から、必要最小限のものとなるよう留意することが必要である。

特にスマートフォンや携帯電話等の通信機器に関しては、

- ・こども・若者の通信機器の利用ニーズの高さを踏まえれば、持込制限により、こども・若者の本事業のシェルターの利用につながらない可能性も十分考えられること
- ・就職活動の履歴書に連絡先を記載する等、通信機器の保有は自立に向けて一定の必要性があること
- ・通信機器の使用が心理的にも大切なものになっていること

等を踏まえれば、こども・若者の状況を考慮しつつ、自由な利用が可能となるように、こども・若者の意見を十分踏まえて対応を検討することが望ましい。

制限が必要となる場合においても、必要最小限のものとなるよう留意が必要であり、例えば、

- ・親権者等にシェルターの場所が特定されるリスクを減らすため、利用の際は、シェルターの個室から離れた場所にある本事業の事業者の事務所等に移動してもらう、又は通信機器を貸与する
- ・生活に支障が及ぶような依存的な利用を改善するため、深夜の利用を制限する等、利用時間帯を設定する

等が考えられる。

③通学等について

本事業のシェルターを利用する児童生徒が在籍校に通学する際には、安全面等に配慮し、例えば、付き添い等、当該児童生徒の状況に応じた支援を行うことが望ましい。

また、在籍校への通学が困難な場合は、在籍校等と調整のうえ、学習機会が確保されるような支援を行うことが望ましい。

いずれにしても、通学や通勤の支援等について、入所時に、こども・若者本人と話し合うことが必要である。

(3) 退所時について

こども・若者が本事業のシェルターから退所する際のルールとして、

- ・退所を希望する時の対応（例えば、無断で退所しないこと、親権者等への連絡等）
- ・預かっていた所持品の返還等の取扱い等について（例えば、所持自体が違法であるもの以外原則全て返還する。例外として、利用していた部屋に所持品が残ってしまった場合の取扱いをあらかじめ決め、利用契約において、こども・若者に説明し、同意を得ておくこと等）

については、あらかじめルールを設定しておくことが必要である。

3 本事業の支援内容及び支援にあたっての留意事項

(1) 本事業の支援内容

①支援内容

本事業のシェルターの利用を希望するこども・若者は、夜間も含めた一時的な居場所の確保だけに留まらず、家庭環境や人間関係の悩み等を背景とした多様なニーズを有していると考えられる。このため、本事業の事業者は、こうしたニーズの個別性に対応する機能を幅広く確保しつつ、様々なニーズに対応した支援を行うことが望ましい。

また、本事業のシェルターの利用は、こども・若者が利用したいという意見・意向を有していることが前提であり、2のとおり、安全確保等の理由から、こども・若者に一定の利用ルールの遵守を求めることもある一方で、こども・若者自身の自己決定を支援することも同時に考慮されることが必要である。こども・若者の最善の利益を追求するため、本人の意思確認や希望の定期的・継続的な聴取を通じて支援ニーズと利用実態が合致するよう調整を図ることが必要である。

本事業のシェルターの支援内容としては、こども・若者が安心・安全を感じられる宿泊場所や居場所の確保、食事の提供や家事の実施といった生活支援、対人関係の悩みや将来への不安等を抱えるこども・若者への相談支援等を基本的な機能としたうえで、本事業の事業者の独自性や専門性に応じた追加的な機能を統合し、一体的に支援を提供することが望ましい。

本事業のシェルターにおける支援方針を検討するうえでは、利用者が虐待等をはじめ困難な経験（逆境的小児期体験）が累積した状態となっている可能性があることに留意し、そうした背景から多様な支援ニーズを有するこども・若者を一律の方法論によって支援するのではなく、個別性に対応して支援することが必要である。加えて、そうした状況によって生活意欲の低下やトラウマ等の生きづらさを抱えていたり、大人に対する不信感があつたりすることで、職員との関係を構築しづらい場合もあるため、冷静かつ粘り強い関わりをすることが必要である。

また、こども・若者に対する職員の接遇についても、権利擁護やトラウマインフォームドケアの視点から十分に考慮し、暴力や暴言等はいかなる理由があっても決して許されず、依存や二次的トラウマ等が生じる関係性に陥らないよう留意することが必要である。特に、自傷行為・自殺念慮や犯罪に巻き込まれる懸念があるなど安全面での配慮が必要なこども・若者が本事業のシェルターを利用する場合は、職員による声掛けや生活状況の見守りなど状況に応じた安全確認ができるよう、定期的かつ頻回な対応ができる体制を確保するとともに、こうした対応を取ることにについて利用開始時にこども・若者の理解を得ておくことが必要である。職員は、関係機関と支援方針を密に共有し、利用者に対して一貫して支える姿勢を示すことが必要である。

同時に、退所後も見据えて本人主導の意思決定を促すことが重要であり、利用者の意見・意向を都度確認しながら支援内容を具体的に決定していく手続が実践されることが必要である。

また、こども・若者が、生活上のルールを守れなかった場合、本事業の事業者は、そうした行動に至ったこども・若者の気持ちや動機等を丁寧に聴取し、どのような支援をしていくことがこども・若者の最善の利益の観点から適切か、都度検討していくことが必要である。

②宿泊を含む居場所の提供

宿泊を含む居場所を確保するうえでは、こども・若者のニーズに適した運営方法や形態の住居を提供することが望ましい。例えば、集団生活に馴染みづらいこども・若者の場合は、利用者間の生活導線の独立性が高い構造が望ましく、こども・若者の年齢や生活状況等及び職員体制から安全確保等の観点で支障がないと考えられる場合は、賃貸物件の一室を居室とすることもありうる。一方で、職員や同世代同士の相互交流を希望するこども・若者の場合は、孤独感や孤立感に悩むことが少なくなるよう、リビング等の共用スペースを有するシェアハウス型の物件を確保し、人と関わりやすい環境において生活できるようにすることも考えられる。

なお、いずれの形態であっても、利用契約の締結にあたって、宿泊場所の形態について、こども・若者に十分説明することが必要である。また、利用中のこども・若者がプライバシーへの配慮を含め安心感を持ちながら、健康で文化的な住生活を営めるよう、十分な居室面積の個室を確保することが原則である。

本事業のシェルターは、こども・若者が緊急的かつ一時的に利用することも想定されるため、シェルター利用者の構成が頻繁に変化しうると想定される。そのため、こども・若者間のトラブルを防止する観点から、居室の適切な設定・管理に十分配慮することが必要である。また、独立性の高い構造の居室の場合は、利用中のこども・若者からの連絡等に応じて迅速に対応したり、毎日巡回して居室環境を確認したりすることが可能な体制を確保することが必要である。

③相談支援

こども・若者が本事業のシェルター退所後に安定した生活を営むことができるよう、相談支援にあたっては、こども・若者が直面している現在の困難への対応だけでなく、退所後も展望して実施することが必要である。相談支援にあたって、職員は、本事業のシェルターの利用に至った動機や背景をよく理解し、生活支援や居場所における関わり、あるいはこども・若者も参加するケースカンファレンス等の場を通じて可能な限り自己決定を促す取組とするなど、本人の話を聞きその意見・意向を尊重しつつ、

こども・若者の最善の利益の実現を図ることが望ましい。

こうした相談支援の実施主体について、基本的には、本事業の事業者が主として担うことが想定されるが、児童相談所等の行政機関や本事業の事業者以外の民間団体等、こども・若者に対して従前より相談支援を担当している主体がある場合は、本事業の事業者は当該機関と密に連携することが必要である。

また、本事業のシェルターとしては比較的短い期間の関わりになるものの、こども・若者が利用期間を終了した後の居所や居場所等の退所先の調整、生活の見通しの確保、継続的な支援体制の構築といった事項は、本事業のシェルターでの相談支援において特に期待される役割であると考えられる。このうち退所先調整に関しては、親権者等との関係調整による家庭での生活の再開、アパート等の賃貸借契約による居所の確保、本事業以外の福祉サービスへの移行等が想定されるため、こども・若者だけに留まらない幅広い地域資源に通じていることが望ましい。

④追加的な機能

本事業のシェルターにおける支援において、例えば心身の不調への対応、就労や就学の支援、法的対応のサポート等、個別性の高い支援ニーズを把握することが想定される。こうしたニーズは、こども・若者への丁寧な対応のために可能な範囲で対応することが望ましく、本事業の事業者は、支援の充実を図るために専門性を有する担当職員の配置や外部専門家への委嘱契約等を行うことも考えられるほか、都道府県等が設置している各種の協議会等の場を通じて、関係機関とのネットワークを強化し、連携して支援を実施することも考えられる。

また、利用者となるこども・若者にニーズがあつて了承が得られることや、安心・安全の確保が可能であることを前提として、利用者間の交流や元利用者によるピアサポート、こども・若者に限らない地域資源やコミュニティとの関わりづくり等、本事業の事業者の独自性を活かした取組も考えられる。こうした事業者それぞれの強みを活かした支援を支援団体同士の連携によって、多くのこども・若者に提供できるよう、都道府県等が地域内の本事業のシェルターに呼び掛けて連絡会を開催するなど、支援団体間でのネットワークを強化することも都道府県等の役割であると考えられる。

(2) 特別な支援ニーズへの対応

本事業のシェルターにおける支援の開始時にこども・若者の現在の状況を聴き取る中で、過去の医療や福祉との関わりについて、サービスを適時に利用することができていなかったり、こども・若者自身に自覚がなかったり、援助希求が乏しく支援ニーズを表明できていなかったりすることもある。こうした、行政につながっていないこども・若者であっても、精神疾患や障害がある場合や妊娠をしている場合等もあるため、生活支援や相談支援を通じて、こども・若者と職員の双方が適切な支援につながる気づきを得られることが望ましい。

このうち医療に関しては、こども・若者に対し、その生命・身体に関する危険の発生を予防し、健康を守る重要性について認識のうえ、本事業の事業者は、日常的な服薬管理や医療機関への通院同行だけでなく、心理療法担当職員を配置して必要な場合に心理療法（カウンセリング）を実施することも可能であると考えられる。また、利用者自身の承諾のもと、自立支援医療制度や性と健康の相談センター事業の利用、性犯罪被害者のための公費負担制度等、他制度による医療費の支弁も必要に応じて検討することが

望ましい。本事業のシェルターを利用することも・若者が児童である場合には、親権者等による医療同意を得ている等の事情がある場合以外、児童相談所長は児童福祉法第33条の2第4項の権限を有することを踏まえ、児童相談所等に通告又は連絡をして、一時保護の対象となることについては、一時保護委託を受けるようにすることが考えられる。⁵

また、本事業のシェルターを利用することも・若者に対し、その生命・身体に関する危険の発生を予防し、健康を守るため、適切なアレルギー対応や服薬管理を実施するうえで、アレルギー情報や服薬情報を本人に確認しておくことが必要である。また、こども・若者本人が、自身のアレルギー情報、既往歴や服薬情報を十分に理解していない場合もあるため、把握する関係機関（かかりつけ医や学校等）に、本人の了承を得たうえで、情報提供を求めることも考えられる。

（3）本事業のシェルターへの入所の期間、計画的な支援について

本事業のシェルターが提供する宿泊を含む居場所は、入所期間は1日からおおむね2か月までの比較的短期間の安心・安全の確保を念頭に置いているが、こども・若者の心身の状態や社会関係、退所後の生活に関する意見・意向等を総合的に勘案し、こども・若者の最善の利益の観点で妥当である場合には、2か月を超えることも想定される。

本事業のシェルターの利用は、当初は安心・安全の確保を目的とした支援の段階であるが、生活に慣れてきた時点で、こども・若者の意見・意向確認や一定のアセスメントを前提とした生活基盤の確保や相談支援を実践する段階へと移行することが望ましいことから、事業の実施要綱において、利用開始後2週間を目途として支援計画を策定することとしている。また、入所期間が2か月を超える場合については、より本人に適したケアを提供する機会の確保や、保護的な環境からこども・若者本人へ自立を促す観点からも必要性を考慮したうえで、退所後を見据えた移行支援等を計画的に実施することが望ましい。

なお、こども・若者が直面している困難な状況について、本事業の事業者の職員が信頼関係の構築や相談支援を通じて解きほぐしたうえで各種支援に結びつけて改善を図るには、一定の時間が必要となる。このため、こども・若者が間隔を空けて複数回利用するなど、一度のみに留まらない不定型な利用もありうるが、このうち頻回利用のケースについては児童相談所や都道府県等と本事業の事業者との間で対応方針を協議することが望ましい。

（4）トラブルへの対応について

本事業のシェルターは一時的な居場所を提供するという事業の性格上、利用者の出入りが比較的頻繁に生じるため利用者同士や職員との力動が変化しやすく、利用者間の葛藤やトラブルが起きうる。こうした場合は必要な法令上の対応を行ったうえで、職員が当事者との対話を通じて思いを聴き取る、建物構造上可能な範囲で利用者同士の生活導線や生活時間帯をずらすなど距離を置ける工夫等をすることが

⁵ 医療が必要な場合のため生活保護の利用が必要となる場合には、当該施設所在地を所管する保護の実施機関が所在地保護を行うことが考えられる。また、市町村の行う国民健康保険においては、事実上の住所の確認（被扶養者であった者においては、これに加え被扶養者から外れていることの確認）等により、現在住んでいる市町村において、扶養者とは別の世帯として、国民健康保険に加入することが認められうる。

望ましい。

ただし、職員による傾聴や生活上の工夫等の取組だけでは解決や軽減が困難な場合も想定され、当事者や他の利用者も含めた利用者全員にとって安心・安全な居場所としての運営に支障をきたす場合もある。こうした場合は、当事者が他のシェルター等に居場所を得て転居するなど、他団体との連携によって退所先の調整を図ることが望ましい場合もあると考えられる。

また、利用者が職員に連絡なく外泊等で不在となるケースも想定されるが、このような事態を極力防ぐため、支援の開始時におけるこども・若者の意見・意向確認の際、無断外泊や利用者間トラブル等への対応方針をあらかじめ説明しておくことが必要である。

(5) 退所後の支援について

こども・若者の退所に向けた支援は、相談支援の中で特に期待される役割であり、相談支援の一環として支援を行うことが考えられる。

本事業のシェルターでの居場所の提供は基本的に比較的短期間の関わりとなるため、職員が利用者との信頼関係を築く難しさがあるほか、宿泊者の夜間の対応も行うことから手が空く時間帯が少なく、退所後の利用者への支援には時間的な制約が伴う。こうした中でもこども・若者の将来的な自立に向けた取組として、例えば、退所先での生活の定着促進に焦点を当てて、定期的な支援物資送付や訪問面談を実施するなど、一定期間を区切って自立を支援することも考えられる。

また、本事業の事業者が同一法人内で別の事業を実施している場合は、本事業のシェルターの利用者が退所先として当該事業を利用することで、関係性を保ちつつ別の制度枠組みによって手厚い支援を継続的に実施することも考えられる。例えば、障害者グループホームを有している法人であれば居室確保と併せて障害者総合支援法の各種支援を組み合わせることが可能であり、自立援助ホームを運営している法人であれば、本事業のシェルターの利用者の退所先として当該自立援助ホームを活用する場合、本事業のシェルターを前段階のサービスと位置づけてこども・若者の就労意向等の確認を行うことも可能であると考えられる。

さらに、本事業のシェルター利用後、SNSでの連絡や食事会等のイベント告知によって関係性を維持し、元利用者同士や元利用者と現在の利用者からなるコミュニティとして期間を区切らずつながりを持ち続けることも考えられる。本事業のシェルターの利用者には虐待等を背景として家庭等に居場所がなく、孤立しやすい状態にあるこども・若者もいることから、こうした長期的な関係を保つことは本事業のシェルターだからこそ果たしうる重要な役割であると考えられる。

(6) 権利侵害があった際の対応

支援にあたっては、こども・若者本人の権利擁護を図ることが必要であり、こども・若者に権利侵害があった場合に早期に対応するため、都道府県等があらかじめ連絡先を指定のうえ、例えば、居室やシェルターの共用部分に当該連絡先を掲示したり、入所時の説明資料に記載したりするなど、都道府県等のこども・若者の権利擁護相談の窓口の周知を行うことが必要である。また、利用者の権利擁護のための方法として、苦情を受け付けるための窓口を設置することも考えられる。

4 本事業のシェルターと関係機関との連携

(1) 連携の重要性

本事業のシェルターでは、利用することも・若者の多様なニーズを踏まえつつ、退所後も展望した支援を行うことが望ましいことから、都道府県等は、児童相談所や市町村、関係機関（警察、医療機関、学校・教育委員会、弁護士、その他民間団体等）と連携して、総合的な支援体制を構築することが必要である。

そのため、都道府県等は、都道府県等が設置している子ども・若者支援地域協議会や市町村が設置している要保護児童対策地域協議会等の場を通じて、関係機関に対して本事業の趣旨や概要、実施する支援への理解を求め、積極的な連携を促すことが必要である。

また、本事業の事業者は、都道府県等による対応を前提としたうえで、こうした関係機関が構成するネットワークに参加し、対象となる子ども・若者、支援の内容等について認識共有を図り、実務者のレベルで顔の見える関係を構築することで、個別ケースについて連携して対応する場合に協働して支援を実施できる関係性を目指すことが望ましい。

(2) 各関係機関との連携のあり方

①児童相談所

本事業のシェルターの利用者の中には、利用契約の当事者となることができる年齢未満の子どもや、通告や一時保護の対象となりうる子ども、児童相談所等既に行政機関とのつながりがある子どもも含まれる。そのため、本事業の事業者は、児童相談所と密に情報共有を図り、利用者の年齢や状況に応じた対応方針や役割分担、業務フロー等についての基本的な合意を図っておくほか、該当するケースがあった際には速やかに協議を行うことが必要である。

②市町村

本事業のシェルターを利用することも・若者が退所するにあたって、市町村が実施する各種福祉サービスを利用する可能性があり、また、市町村は、要保護児童対策地域協議会の事務局等の子ども支援や家庭支援の拠点となっているほか、子ども・若者総合相談センターや子ども・若者支援地域協議会の運営主体となっているところもあることから、本事業の事業者は、市町村と関係性を構築することが望ましい。また、市町村は子ども家庭センターが地域のサービス等を通じて子ども・若者又は親権者等との関わりを得やすいことも想定されることから、市町村においても本事業のシェルターに関する理解を深めて、有効な連携が図られるよう、都道府県等が市町村と本事業のシェルターとの調整を図る等を行うことが望ましい。

③医療機関

本事業のシェルターを利用することも・若者が怪我や精神疾患がある場合、妊娠をしている場合等に、適切な医療が受けられるよう医療機関情報を提供し受診につなげることが必要であり、そのためにも、日頃より地域の医療機関と連携することが望ましい。また、これまでの成育歴の中での虐待等により愛着障害やトラウマ反応により日常生活に支障が生じている子ども・若者に対しては、心理療法等適切な支援につなげられるよう、心理療法担当職員を配置することや、地域のカウンセリング実施機関等との連携を図ることが望ましい。

④学校・教育委員会

児童生徒を本事業のシェルターが受け入れるにあたっては、本人の意見・意向も確認しつつ、当該児童生徒の在籍校やその設置者である教育委員会等と連携を図ることが望ましい。

⑤弁護士

未成年者が本事業のシェルターを利用した際の親権者等への対応等のこども・若者への個別的な支援や、本事業の事業者が本事業を運営するにあたっての助言等、法的体制を整えることが望ましい場合が想定されることから、弁護士との委嘱契約等により、必要時に弁護士による支援等を受けられる体制を確保することが望ましい。

⑥その他の関係機関

こども・若者のニーズに沿って支援を行う観点から、地域の多様なサービスを受けたいということも・若者の希望がある場合に、必要に応じて、各種サービスについて説明し、その機関との連携を図ることが考えられる。例えば、就労の支援を希望する場合に、公共職業安定所等の関係機関への同行や連絡調整等が考えられる。なお、その場合は、こどもに対する就労支援の場面について、親権との関係も含め、民法、労働基準法等の関係法令に留意した対応が求められる。

また、本事業のシェルターを利用するこども・若者の状態やニーズは様々であり、必要な公的制度やサービス等の利用にあわせて、生活、住居、就労、障害、居場所等様々な領域にある民間団体と関わることが望ましい。こども・若者が、その後安定的に生活を送り継続した通学や就労をしていくためには、民間団体の柔軟な発想や対応により連携を図りながら、切れ目なく支援を継続していくことが大切である。特に、公的機関との関わりに抵抗があるこども・若者に対しては、民間団体との関わりによる支援の役割は大きい。

(3) 連携を深めるうえでの留意点

こども・若者の支援にあたっては、地域における社会資源やサービスを有効に活用し支援体制を構築していくためにも、日頃から関係機関と連携を図り、個別具体的な連携・支援にあたって必要な情報を共有することが必要である。都道府県等において本事業のシェルターに特化した新設の会議体を設置する以外の方法として、まずは既存の会議体（要保護児童対策地域協議会、子ども・若者支援地域協議会、障害者総合支援法に基づく協議会等）を積極的に活用し、各ガイドライン等を踏まえながら、情報共有を図り連携していくことが考えられる。その際は、本事業の事業者がこうした場に参加できるよう、都道府県等が関係機関との調整を主導することが必要である。

また、関係機関と連携してこども・若者を支援するにあたっては、個人情報の適切な管理に十分配慮し、原則としてこども・若者等の同意を得たうえで関係者間での情報の共有に努めることが望ましい。ただし、同意を得られない場合においても、関係法令等の規定上、必要に応じて、都道府県等（児童相談所を含む。）、市町村（こども家庭センターを含む。）及び要保護児童対策地域協議会等、関係機関で情報共有を行う必要がある場合に留意することが必要である。また、職員等（ボランティアも含む。）が業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、個人情報の取扱い等について守秘義務を課すことが必要である。

さらに、本事業のシェルター退所後、関係機関により引き続き支援を行う場合（こども・若者が都道府県等の管外に転居する場合の、転居先の関係機関が支援を引き継ぐ場合を含む。）には、必要に応じて、本事業の事業者や都道府県等は、把握している当該こども・若者の退所後の状況について、個人情報保護法等に十分留意し、原則としてこども・若者等の同意を得たうえで関係機関に対して情報提供を行うことが望ましい。

5 その他

(1) シェルターの周知方法

①こども・若者への周知

本事業のシェルターは、緊急的かつ一時的な利用も含めた安心・安全な居場所確保のニーズがあるこども・若者が利用することから、支援が必要なこども・若者本人がシェルターの情報にアクセスできるよう、周知することが望ましい。周知の際は、本事業のシェルターの運営に支障が生じないよう秘匿性等にも配慮したうえで、こども・若者自身に直接案内する方法と、関係機関を通じて広報する方法が考えられる。

このうち、こども・若者への直接的な案内を目的として、例えば、こども・若者が直面している課題や本事業のシェルター利用について相談できる窓口を開設する場合は、当該窓口の電話番号を案内するほか、SNSを通じて施設の利用環境を紹介したり、チャット相談による対応を行ったりすることも考えられる。電話や対面による相談は、SNSと比べてこども・若者の個別のニーズを把握し利用方法等を具体的に案内しやすい一方で、本事業のシェルターの対象である10代からおおむね20代までのこども・若者は検索性の高いSNSを基本的な連絡ツールとしていることも踏まえつつ、こども・若者が相談に関する情報にアクセスできる環境を整えることの重要性に留意することが必要である。また、都道府県等において教育機関と各種の協議会を通じた連携体制を構築したうえで、福祉や心理等の観点から支援が必要だと考えられるこども・若者がいた場合に個別に案内することや、こども・若者が集う学校を通じて周知を行うことも考えられる。

また、家庭等に居場所がなく夜間帯に繁華街にいるこども・若者も、本事業のシェルター利用者として想定されることから、個別の声掛けや出張相談等を通じて、当該こども・若者に利用案内を行うことも考えられる。こうしたアウトリーチ活動を実施する場合は、こども・若者との信頼関係構築を重視して過度な利用勧奨とならないよう働きかけるとともに、こども・若者からの利用相談が可能な電話やSNS等の方法を具体的に伝えることが考えられる。

②関係機関への周知

本事業のシェルターは緊急的かつ一時的な利用も想定していることから、日頃から行政機関や支援団体等の関係機関とコミュニケーションを図り、あらかじめ本事業のシェルターにおける支援内容や運営体制について理解を促しておくことで、適切かつ効果的な利用開始につながる事が考えられる。そのため、都道府県等が設置している協議会や支援団体の連絡会等の場を通じて、様々な関係機関への広報に取り組むことが望ましい。

関係機関がこども・若者に本事業のシェルターを紹介し、利用につながるよう、関係機関へ周知しておくべき事項として、まずは、どのような方針に沿って、どのような支援を実施しているか（支援内容）

について、都道府県等を通じて、関係機関の理解を得ておくことが必要である。また、本事業のシェルターがどのような職員体制で運営されており、どのような強みを有する職員が勤務しているか（運営体制）も伝えることが望ましい。加えて、本事業のシェルターでは児童相談所をはじめ行政機関と連携して必要な対応を取る体制があると周知することも、関係機関から本事業のシェルターへの信頼醸成の一助になると考えられる。

③地域や社会一般への周知

本事業のシェルターは利用者の安心・安全確保のため所在地等の秘匿性が必要となることがある一方で、利用者の退所先確保や自立促進の観点や、本事業のシェルターにおける支援を担う次世代の人材の確保の観点からは、本事業のシェルターが地域や社会一般に受け入れられ、取組が定着することも重要である。そのため、こども・若者への支援実施や利用案内において連携する関係機関に限らず、地域社会に向けた周知についてもどのように行うか検討することが望ましい。

④周知にあたっての留意事項

本事業のシェルターでは、利用することも・若者が安心・安全に過ごせるよう、所在地の住所、住所を特定しうる外観写真、詳細な間取りや建物構造等の機微な事項については非公表とするなど、必要に応じて対外的な秘匿性を確保することが考えられる。

また、本事業では、個別の利用相談の過程で、こども・若者本人の利用意思の確認とともに利用者の個人情報も預かり、利用することとなる。そのため、本事業では、個人情報はもとより、家族関係や今後の生活の意向等のこども・若者に関する機微な情報も含めて適切に管理するとともに、こうした情報を取扱う職員等（ボランティアも含む。）には守秘義務を課すことが必要である。⁶

(2) シェルターにおける支援を担う人材の育成・確保

本事業のシェルターにおける支援内容はいずれにおいてもこども・若者への傾聴の姿勢を基本とした伴走支援が求められるため、支援の担い手は、これらを実践できることが必要である。また、追加的な機能の提供のために独自性・専門性を発揮することも期待されていることから、職員がチームワークを発揮してこども・若者の処遇にあたることも必要である。

こうした人材の育成については、本事業の事業者が法人内で別事業を実施していたり、関係機関が関連性の深い事業を実施したりしている場合は、そうした事業の経験を積むことでこども・若者との関わり方を学ぶことができると考えられる。また、社会的養護関連施設や一時保護施設等をはじめとした児童

⁶ 都道府県等において、当該予算事業の全部又は一部を委託して実施する場合は、委託先との契約においても、業務上知り得た情報を漏らすことがないよう守秘義務を課すことが必要である。これに加えて、こども・若者等に対しては、状況によっては関係機関に共有することがあることを説明し、同意を得ておくことが必要である。ただし、同意を得られない場合であっても、要保護児童の通告等、児童福祉法をはじめ関係法令等の規定上、必要に応じて都道府県等（児童相談所を含む。）、市町村（こども家庭センターを含む。）及び要保護児童対策地域協議会などの関係機関の間で連携し、情報共有を行うことが必要である。

福祉の他、司法福祉（矯正施設等を含む。）、若者・女性支援等の隣接領域における実務経験を通じて多様なニーズを有することも・若者との関わりを学ぶことや、こども家庭ソーシャルワーカー認定資格やこども・若者育成支援研修等の外部研修によりこども・若者の支援に関する幅広い知識・技能を修得することも、適切な支援を実践できる人材の育成方法と考えられる。

また、人材の確保についても、中途採用や法人内の異動により、本事業のシェルターと関連性の深い事業の経験者を配置する以外にも、例えば、電話・SNS相談の対応にあたる職員やボランティアスタッフ等がこども・若者のニーズや本事業のシェルターでの支援内容に対する理解や関心を深め、将来的に、本事業の生活支援や相談支援を担う職員に転じることも想定される。人材の定着の観点では、支援を実施する難しさを職員が個人で抱え込んだり、こども・若者との関係性に悩み職員が孤立したりすることも想定される。そのため、職員間や関係機関との連携を通じて、こども・若者への支援を担う職員の心理的安全性の確保等を図りながら、こども・若者との信頼関係構築や支援に努めることが必要である。このような職員定着の取組として、例えば行政職員と共同で研修を受講できる機会を設ける等、本事業の事業者だけでなく事業実施主体である都道府県等とも連携した対応が考えられる。

（3）地方自治体間の連携

こどもの保護者（親権を行う者、未成年後見人その他こどもを現に監護する者）⁷の居住地を管轄する児童相談所設置自治体（以下「居住地自治体」という。⁸）と、こどもの現在地（本事業のシェルターの所在地）を管轄する児童相談所設置自治体（以下「現在地自治体」という。）が異なる場合に、本事業の事業者が児童相談所等に一時保護委託等の相談をする場合には、本事業の事業者は、こどもの保護者の居住地を管轄する児童相談所（以下「居住地児相」という。）に相談することが必要である。

ただし、こどもの保護者の居住地が不明な場合や、夜間帯等居住地児相に相談することが容易でない場合には、こどもの現在地を管轄する児童相談所（以下「現在地児相」という。）に相談することが考えられる。この場合、居住地児相に連絡がとれる状況になった場合には、現在地児相から居住地児相に連絡することが考えられる。

また、現在地自治体の本事業のシェルターにこども・若者が入所した後、居住地自治体やその他の地方自治体において運営されているシェルターに移ることを希望する場合、現在地自治体の主管課から他の地方自治体の主管課に対し、他の地方自治体内で利用可能なシェルターの有無や利用方法等を確認する等の連携を行うことが望ましい場合があると考えられる。

また、現在地自治体の本事業のシェルターにこども・若者が入所した場合、こども・若者の希望やその状況に応じて、退所先を居住地自治体やその他の地方自治体内で調整する必要があるケースも想定されることから、現在地自治体の主管課又は現在地児相においては、他の自治体の主管課又は居住地児相等に利用可能な退所先（自立援助ホーム等）の有無や利用方法等について確認するなどの連携を行うことが望ましい場合もあると考えられる。

⁷ 児童相談所運営指針に基づき、「こどもの保護者」としている。

⁸ 児童相談所運営指針において、「居住地とは、人の客観的な居住事実の継続性又はその期待性が備わっている所をいい、住民票記載の「住所」や民法の「住所」又は「居所」と必ずしも一致しない。」とされている。

こども・若者が居住地自治体以外において本事業のシェルターを利用することが想定されるが、本事業の実施や利用状況等は、地域により異なることから、例えば、前年度の実績を参考とするなどしてその利用に要した経費について、地方自治体間の協議により一定額の負担を居住地自治体に求めることができることとするなど、本事業について、地方自治体間での財政負担の均衡を図ることも考えられる。

おわりに

民間シェルターの実践報告や既往の調査研究では、民間シェルターの利用を希望することも・若者は、親子関係の不調や人間関係の悩み等様々な困難を抱えており、こども・若者に向き合う大人に対しても不信感が強い傾向にあることが指摘されている。そのため、こども・若者は安定した生活基盤を確保して自立に向かえるようになるまでの各段階で、親権者や児童相談所その他関係機関からの関与を忌避し十分なサポートを受けられず、結果として自傷行為・希死念慮の強化や犯罪に巻き込まれる経験等の困難が複合化・重度化するおそれもある。こうした背景から、支援者がこども・若者に必要な支援を適時に届けるには、本人の気持ちやニーズを受け止めたうえでその意見・意向を尊重した関わりを行うことが重要であり、この支援のプロセス自体が本人にとって自分には居場所がある、周囲の大人を頼ってもよい、考えや選択を否定されない、社会から認めてもらえる、といった自己決定や自己肯定の体験となることが期待される。

現状、各地で運営されている民間シェルターは一時的な生活の場であるという共通点がありながらも、居室環境や併設事業等多様な形態で展開されており、提供している支援の内容も多岐にわたる。本事業のシェルターでは、宿泊もできる安全な居場所の確保、食事や家事等の生活支援、悩みや不安に応える相談支援を基本的な機能としつつも、それだけに留まらず、こども・若者や地域のニーズに応じた創意工夫が講じられることが望ましい。今後、本事業を実施する都道府県等や事業者においては、本ガイドラインを参考としてより一層充実した支援を各地で実施されたい。また、そのような実践の蓄積を国等が把握し、都道府県等や関係機関に対して情報提供を行うことで、将来的に全国での取組の発展につながることを期待したい。